

陳 情	受 理 番 号	60	受 理 年 月 日	令和 8 年 4 月 23 日	付 託 委員会	都市建設 環 境
件 名	倒壊物件の解体処理について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

陳情者は、貴殿に対し、次のとおり陳情します。

第 1 陳情の趣旨

災害により平成 1 8 年 6 月 1 2 日に全壊した別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」といいます。）を解体、収去していただきたく、陳情いたします。

第 2 陳情の理由

- 1 私は、私が株主をしている [REDACTED]（以下「[REDACTED]」といいます。）として、共同住宅を建てようと考え、平成 6 年 4 月、[REDACTED] [REDACTED]（令和 4 年に破産手続により清算。以下「[REDACTED]」といいます。）に対し、その設計と監理を委託しました。

那覇市は、同設計につき、建築確認をしております。

[REDACTED] は、上記設計を踏まえ、平成 7 年 2 月、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」といいます。）に対し、同建物の新築工事を請け負わせました。

本件建物は平成 8 年 4 月までには、那覇市による中間検査や完了検査を経て、完成して引渡しを受けました。

- 2 ところが、平成 1 8 年 6 月 1 2 日、長期にわたる降雨により本件建物の敷地に地滑りが生じ、これにより柱、梁及び壁面に多数の亀裂が入るなどして居住不能となりました。

当時の大雨とこれによる地盤沈下、本件建物の毀損は、大きく報道され、当時の那覇市長である翁長雄志は災害対策本部を設置して、住民の避難などの対応にあたりました。

那覇市長は、平成18年6月22日、本件建物の住民12世帯31人について被災者生活再建支援法の適用を決定しております。その記事に「市は今後、家主と取り壊しも含め、協議する。」としております（添付書類1のうち平成18年6月23日の新聞記事）。

実際、陳情者は、那覇市と協議し、那覇市は本件建物の取壊しを承諾しましたが、陳情者としては、設計監理者である[]や、建築請負者である[]を相手方として損害賠償請求をする必要があり、訴訟手続等が終了するまで待ってもらうことになりました。

- 3 []は、[]その代表取締役である一級建築士の[]、及び[]を被告として、平成20年、損害賠償を求めて地方裁判所に訴訟を提起しました。平成25年3月に、[]と[]は連帯して1億4743万9000円と遅延損害金を支払えとの判決が出ました。[]に対する請求は棄却されました（添付書類3）。

その後、高等裁判所、最高裁判所でもこの結論は維持され、平成27年1月には訴訟は終了しました（添付書類4及び5）。

- 4 しかし、[]と[]はその賠償をせず、両名は、平成30年5月には地方裁判所に破産の申立てをしました。[]と[]の破産手続は令和4年3月には終了しております。
- 5 現在でも、居住不能となった本件建物が毀損したまま残存しております。

前述しましたとおり、本件建物は、那覇市が建築確認をし、中間検査や完了検査をして新築された物です。

本件建物が毀損したのは、長期間による大雨による地滑りという、災害によるものです。実際、那覇市は、被災者生活再建支援法を適用しております。

このような経緯から、那覇市長は、本件建物の取壊しを承諾しておりました。ただし、訴訟等の法的手続があり、現場を残す必要があったため、これを待ってもらったものです。現在は、法的手続も終了しております。

現在、傾いて居住不能となった建物は、日が続つにつれて傾きを増しており、倒壊の危機に瀕しております。本件建物は、傾斜地にあり、崖地上に建築されております。隣地には現在でも居住している建物が複数存在しております。そのため、倒壊した場合、周辺住民の居住や身体に危害が及ぶ可能性が高いと考えられます。

つきましては、全壊した本件建物を解体・収去していただきたく、陳情いたします（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 22 条参照）。